

指 名 停 止 業 者 一 覧

令和6年4月12日 現在

称号または名称	本社 (営業所等) 所在地	指名停止期間始期	指名停止期間終期	措置要件		指名停止理由
(有)東日技術	栗原市	令和5年3月16日	令和7年3月15日	栗原市有資格者に対する指名停止要領別表第13項 該当	(贈賄)	当該業者は、元栗原市職員(収賄で逮捕・起訴)が担当していた複数の測量設計業務を、元職員自らが下請けする約束で受注し、その見返りとしておよそ50万円相当の物品を渡したことにより、令和5年2月14日逮捕、3月7日、贈賄の罪で略式起訴され、仙台簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受けたもの。
(株)久米設計 東北支社	仙台市	令和5年12月25日	令和6年12月24日	栗原市有資格者に対する指名停止要領別表第20項 該当	(公契約関係競売等妨害等)	宮崎県串間市が発注した「消防庁舎新築設計業務」の入札を巡り、令和5年11月16日に久米設計の九州支社長が公契約関係競売入札妨害等の疑いで宮崎県警察に逮捕されたもの。